

# 大森山公園維持管理等業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1 公募型プロポーザル実施の目的

大森山公園は、大森山動物園を核とする緑豊かな自然に囲まれた総合公園であることから、市民に快適で安全な公園と季節の草花を楽しめる環境を提供するとともに、大森山動物園と一体になったイベント等の開催によるにぎわいを創出するため、高い技術と豊富な経験を持つ事業者を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とする。

### (1) 維持管理関係

- ア 快適で安全な公園施設の環境管理
- イ 季節の草花等で楽しめる公園づくり

### (2) にぎわい創出関係

動物園と一体になったイベント等の開催によるにぎわいの創出

## 2 業務概要

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 業務名   | 大森山公園維持管理等業務委託                  |
| (2) 業務内容  | 大森山公園維持管理等業務委託仕様書のとおり           |
| (3) 履行場所  | 秋田市浜田字大森山29番地の1ほか               |
| (4) 履行期間  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで           |
| (5) 契約限度額 | 20,562,300円（消費税および地方消費税相当額を含む。） |

## 3 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に主たる事業所（本社、本店）を有する者であること。
- (2) 秋田市の建設工事登録業者の造園工事A級に登録されている者又は秋田市の公園を過去2年間において維持管理業務（10万m<sup>2</sup>以上）を行った実績のある者。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

## 4 事前説明会の開催と企画提案書等の作成に関する質問および回答

本プロポーザルについて、事前説明会を次のとおり開催する。なお、事前説明会への出席は任意であり、プロポーザルに参加するための条件ではない。

- (1) 開催日時 令和8年1月26日（月）午後1時30分

- (2) 開催場所 大森山動物園ミルヴェ館（秋田市浜田字潟端154番地）
- ア 質問は企画提案書等の作成に関する質問に限るものとし、評価および審査に関する質問は受け付けない。
- イ 質問については、別紙1「質問票」により電子メールで受け付ける。
- ウ 質問の期限は、令和8年1月28日（水）午後4時までとし、電子メール送信後、着信しているか電話で確認すること。
- エ 質問に対する回答は、同年1月30日（金）までに、質問者へ電子メールにより回答する。また、全ての質問および回答内容について、契約課ホームページに掲載する。

## 5 参加申込手続

本プロポーザルに関する企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより手続きをするものとする。

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 実績調書（様式第3号）（秋田市財務規則第128条第1項第1号の規定により契約保証金の免除を希望する場合は2件以上の実績を記載すること）
- エ 履行保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第128条第1項第1号の規定により契約保証金の免除を希望する場合のみ）
- オ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）  
※提出日前3か月以内に発行されたもの
- カ 納税証明書（市税に未納がない証明書）  
(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業者は個人市民税）  
(イ) 秋田市に納めた固定資産税（固定資産のない場合は資産なし証明書）  
※法人市民税は直近の営業年度のもの  
※固定資産税は令和7年度納期到来分までのもの  
※納税証明書に代わり各納付書の写しでも可
- キ 誓約書（様式第4号）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和8年2月5日（木）午後4時30分

(4) 提出場所 秋田市観光文化スポーツ部大森山動物園管理事務所  
(秋田市浜田字潟端154番地)

(5) 提出方法 持参すること。

(6) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで

## 6 企画提案書提出者の選定

本プロポーザルに関する企画提案書提出者は、3のプロポーザルへの参加資格要件に基づき、参加表明書等の提出書類を審査し選定する。

選定結果は、書面により令和8年2月9日(月)に通知する。

## 7 企画提案書等の作成および提出

本プロポーザルに関する企画提案書の提出者は、次に定めるところにより企画提案書および参考見積書を作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案書（様式第5号および別紙2）

提案者は本プロポーザルの目的を十分に理解し、大森山公園の快適で安全な公園、にぎわいの創出など、公園の利活用を促進するため、動物園と一体となった魅力を幅広く伝えるための企画提案をすること。

### (2) 参考見積書（任意様式）

業務の内訳金額（消費税および地方消費税相当額を含む。）を記入した見積書を提出する。

(3) 提出期限 令和8年2月25日(水) 午後4時30分

(4) 提出場所 5の(4)に同じ。

### (5) 提出方法および受付時間

ア 提出方法 持参すること。

イ 受付時間 午前9時から午後4時30分まで

(6) 提出部数 7部

ア 正本1部：提案者名を記載し、押印する。

イ 副本6部：会社名を記載しないこと（複写可）。

## 8 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング

次により、企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

### (1) 開催日時

令和8年3月3日(火) 午後3時から

### (2) 開催場所

大森山動物園ミルヴェ館（秋田市浜田字潟端154番地）

### (3) 出席者

主担当者を含む3名以内で、プレゼンテーションを行う。

### (4) プrezentation

持ち時間は10分間とする。提出した企画提案書に沿って行うこととし、企画提案書の差替えや追加資料の提出は認めない。特に強調したい点や提案背景なども併せて述べるものとする。

#### (5) ヒアリング

5分程度、大森山公園維持管理等業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」という。）のヒアリングを行う。

#### (6) 使用機器

プロジェクターおよびパソコン等を使用する場合、企画提案者が準備すること。また、事前に動物園担当者と調整をすること。

### 9 受託候補者の特定

(1) プレゼンテーションおよびヒアリング後、審査委員による審査を経て、本業務の受託候補者を特定する。

(2) 審査における審査項目および評価点数は、別紙「審査基準」のとおりである。

#### (3) 選定方法

ア 審査項目の評価点数（審査項目ごとの評価点数の合計点）が最高得点（審査委員全員の評価点数の合計点が最も高い点数）の者を受託候補者に、次点者を次点受託候補者に特定する。なお、申請者が1団体の場合は、次点受託候補者を特定しない。

イ 最高得点者又は次点者の審査項目ごとの平均点（審査委員全員の評価点数を合計し審査委員数で除した点数）が、基準点（配点が10点の場合は評価点数が6点、配点が5点の場合は評価点数が3点）を下回る場合や最高得点者又は次点者の評価点数が同点であった場合は、審査委員の審議により特定する。

#### (4) 特定結果の通知および公表

ア 特定結果については、各企画提案者に対し書面により通知する。また、各提案者の評価点数を秋田市ホームページにおいて公表する。（特定されなかった者については会社名を除く。）

イ 特定されなかった通知を受けた者は、当該通知日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により主催者に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

ウ 主催者は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

### 10 契約の締結

9により特定した受託候補者と、企画提案書の内容を反映した仕様書を調整の上、2の(4)の契約限度額を上限として契約締結の交渉を行う。契約交渉が

不調のときは、次点受託候補者と契約交渉を行う。

## 11 スケジュール（予定）

- (1) 令和8年1月22日（木）公募開始
- (2) 令和8年1月26日（月）事前説明会
- (3) 令和8年1月28日（水）質問票提出期限
- (4) 令和8年1月30日（金）質問に対する回答期限
- (5) 令和8年2月5日（木）参加申込書提出期限
- (6) 令和8年2月9日（月）選定および非選定結果通知
- (7) 令和8年2月25日（水）企画提案書提出期限
- (8) 令和8年3月3日（火）プレゼンテーションおよびヒアリングの実施
- (9) 令和8年3月6日（金）特定および非特定結果通知
- (10) 令和8年3月19日（木）契約締結

## 12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合（企画提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 見積価格が見積限度額を超過しているもの

## 13 提出物の扱い

- (1) 企画提案の作成等に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類および企画提案内容は、審査以外に使用しない。
- (4) 提出後の書類の変更・修正・追加又は再提出は認めない。